

強者の戦略

こんにちは、日本史の岡上です。節電の夏が始まりましたね。冷房の設定温度は28℃！かなりの汗かきの私には結構堪えますが、そこは我慢。いつも以上に汗を流しながら、今夏も熱く夏期講習に臨みます！

さて、どのような解答が仕上がったのでしょうか？今回取り上げた東大日本史の第2問は中世からの出題で「室町幕府の守護」についての問題でした。室町幕府の守護といえば、

「鎌倉時代の守護に比べて権限が・・・」

「守護大名と戦国大名の違いは・・・」

といった「比較」の問題が設定されることが多いのですが※、今回の問題は守護の領国分布からみえることを論じるという、新しい視点の問題でしたね。

※東大の過去の出題としては以下。

1996年 [2] 守護大名・戦国大名と国人

1988年 [2] 守護大名と戦国大名の違い

守護の領国分布やその意味については教科書にも詳述されていないところですので、どこから手をつければいいのか分からなかったかもしれません。しかし、そんな時は**“問題文・資料に忠実に、注意深く分析する”**、これが東大日本史の鉄則でしたね。

東大日本史の解答は必ず問題文・資料の中に埋まっています。それを上手く掘り出すこと、つまり丁寧に分析して論理的に解答を導き出すという過程こそ試されているのです。では早速、問題文・資料を読み進めながら、解答に迫っていきましょう。

<室町幕府の守護>

(1) 三管領・四職の共通点

設問A

幕府の運営や重要な政務の決定に参画した守護には、どのような共通点がみられるか。中央における職制上の地位にもふれながら、2行以内で述べなさい。

まず、「中央における職制上の地位にふれながら」という条件のもと「幕府の運営や重要な政務の決定に参画した守護」というものを考えてみます。室町幕府の運営や重要な政務の決定といえば、まず思い浮かぶのは「管領」ですね。

管領・・・室町幕府で将軍を補佐し政務を総括する職。三管領と呼ばれる細川・斯波・畠山の3家から交代して就任した。

(『日本史B用語集』山川出版社)

そして、次に思い浮かぶのは侍所の長官である「所司」でしょうか。

侍所・・・室町幕府の武士の統率機関。そのほか、京都の警備・刑事訴訟も行った。

所司・・・侍所の長官で侍所頭人ともいう。管領に次ぐ重要職で山名・赤松・一色・京極・土岐の5家から任じられた。15世紀中頃より土岐氏からの就任はなくなり4家となった。

(『日本史B用語集』山川出版社)

つまり**「幕府の運営や重要な政務の決定に参画した守護」とは三管領と総称された細川・斯波・畠山、そして四職と総称された山名・赤松・一色・京極を指す表現である**と考えられます。では、三管領や四職と総称された守護の共通点とは何でしょうか。こ

強者の戦略

ここで、教科書をしっかり読み込んでいる人ならば「三管領＝足利氏一門」という知識が出てくるでしょう。でも、これだけでは不十分ですね。四職との共通点が説明できていません。では、「四職の出自は？」と問われると…。なかなか出てきませんね。ちなみに、

山名氏 → 新田氏の一族

赤松氏 → 赤松則村を祖とする

一色氏 → 足利氏の一族

京極氏 → 近江源氏佐々木氏

ですので、一色氏のみは足利氏一門といえますが、他3氏はバラバラです。

よって、共通点を三管領と四職の出自に求めることは断念せざるを得ません。と、ここで行き詰まってしまいました。こんな時は問題文に立ち返ってみましょう。

次の表は、室町幕府が最も安定していた4代将軍足利義持の時期（1422年）における、鎌倉府の管轄および九州をのぞいた諸国の守護について、氏ごとにまとめたものである。この表を参考に、下の(1)・(2)の文章を読んで、下記の設問A～Cに答えなさい。

問題文に「この表を参考に」とありますので、今度は与えられた表から共通点を探してみましょう。

〔三管領〕

斯波	尾張, 遠江, 越前
畠山	河内, 能登, 越中, 紀伊
細川	和泉, 摂津, 丹波, 備中, 淡路, 阿波, 讃岐, 土佐

〔四職〕

赤松	播磨, 美作, 備前
一色	三河, 若狭, 丹後
京極	山城, 飛騨, 出雲, 隠岐
山名	但馬, 因幡, 伯耆, 石見, 備後, 安芸

すぐに判断できるのは三管領・四職ともに複数(3カ国以上)の守護に任じられていることです。しかし、これだけでは共通点と言うには乏しい感じがしますね。そこで、次は領国の位置に注目して見ていきましょう。

〔三管領〕

斯波	尾張, 遠江, 越前
畠山	河内, 能登, 越中, 紀伊
細川	和泉, 摂津, 丹波, 備中, 淡路, 阿波, 讃岐, 土佐

〔四職〕

赤松	播磨, 美作, 備前
一色	三河, 若狭, 丹後
京極	山城, 飛騨, 出雲, 隠岐
山名	但馬, 因幡, 伯耆, 石見, 備後, 安芸

色をつけてみました。まず斯波氏以外は赤字で表記されている畿内(現在の畿内も含む)に領国を持っていることがわかります。しかし、斯波氏を無視することはできませんので、斯波氏の領国に注目すると「尾張」、つまり律令制で定められた行政区画でいうところの近国※を含むことがわかります。

※近国

東海道(伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河) 東山道(近江、美濃)
北陸道(若狭) 南海道(紀伊、淡路)
山陽道(播磨、備前、美作) 山陰道(因幡、丹波、丹後、但馬)

すると、今度は京極氏以外は近国に領国を持っていることがわかります(青字で表記)。

つまり、この表から読み取れる共通点としては、**三管領・四職は「近畿や近国を含む3カ国以上の守護を兼任している」ということ**になります。

以上をまとめて、解答を作成しておきましょう。

強者の戦略

【解答例】設問A

管領や所司に就いた三管領や四職と呼ばれた有力守護は、畿内や近国を含む3カ国以上の守護を兼任するという共通点がみられた。(59字)

(2) 在京を免除された守護

設問B

今川・上杉・大内の各氏が、在京を免除されるが多かったのはなぜか。2行以内で説明しなさい。

守護の在京に関して教科書(山川出版社)には以下のような表記があります。

(三管領・四職など)これらの有力守護は在京して重要政務を決定し、幕政の運営にあたった。また一般の守護も領国は守護代に統治させ、自身は在京して幕府に出仕するのが原則であった。

つまり、この設問では在京を免除された守護について問われているので、教科書の知識では難しいですね。そこで、この設問も問題文から考えていきましょう。まずは設問Aと同様、領国の位置に手掛かりを探してみます。

今川	駿河
上杉	越後
大内	周防, 長門

設問Aのように一見ただけでは領国の位置に共通点はみられません。しかし、ここで問題文の「鎌倉府の管轄および九州をのぞいた諸国の守護について」という一文に注目してみましよう。「鎌倉府の管轄」とあるわけですから「九州」とは「九州探題の

管轄」にある地域と考えられます。そうすると表にある諸国は「室町幕府の管轄」している地域と考えられるわけです。それらを踏まえて、今度は今川氏・上杉氏・大内氏の領国を大まかに地図上で考えてみましょう。



こうしてみると解答が浮かび上がってくるようですね。つまり、**大内氏(周防・長門)と今川氏(駿河)・上杉氏(越後)の共通点は、室町幕府の管轄地域と鎌倉府や九州探題の管轄地域との境界に領国をもっている**ということがみえてきます。

さらに資料文(2)には「かつて幕府に反抗したこともあった大内氏は、この表の時期、弱体化していた九州探題渋川氏にかわって、九州の安定に貢献することを幕府から期待される存在になっていた」とあるところからも、**室町幕府の管轄地域と鎌倉府や九州探題の管轄地域との境界に領国をもっている守護は、鎌倉府や九州探題が管轄する地域に対して、幕府の影響力を及ぼすと同時に、その地域の安定に貢献することが期待されていた**と考えることができます。

以上をまとめて、解答を作成しておきましょう。

強者の戦略

【解答例】設問B

幕府の影響力が及びにくい鎌倉府や九州探題の支配地域と接する場所を領国としており、それらの安定への貢献が期待されたから。(60字)

(3) 足利義満の守護に対する施策

設問C

義持の時期における安定は、足利義満の守護に対する施策によって準備された面がある。その施策の内容を、1行以内で述べなさい。

この設問で問われているのは「足利義満の守護に対する施策」の内容です。また、その「施策」によって「義持の時期における安定」が「準備」されたという条件がついています。そこでまず、「義持の時期における安定」とは何かを考えてみましょう。

資料文(1)には「南北朝の動乱がおさまったのち、応仁の乱まで、この表の諸国の守護は、原則として在京を義務づけられ」とあります。この点に注目すれば「義持の時期における安定」というのは南北朝の動乱のなかで強化していった守護が、動乱の終結後に幕府の統制を受けるようになっていた状況を指していると考えられます。

また、資料文(2)に「かつて幕府に反抗したこともあった大内氏」とあるところから、「足利義満の守護に対する施策」とは応永の乱など有力守護の勢力を削減することであったと容易にわかります。

以上をまとめて、解答を作成しておきましょう。

【解答例】設問C

南北朝の動乱のなかで強化した有力守護の勢力を削減した。(28字)

(4) 守護領国制における守護の配置の意味

さて、いかがでしたか。室町時代の守護をめぐっては、古代の国司と同様、中央から任命される一個の地方官・行政官であって世襲は許されないとする観念(守護吏務感)が幕府法上採用されていたため

※、当初はめまぐるしく交替することがありました。
※室町幕府の初期に発表された『建武式目』には「守護職は上古の吏務(国司)なり」とある。

しかし、鎌倉時代以来それを一般の所領と同様、世襲の許される私財とみなす観念(守護所領感)も根強く存在しており、今回の問題の題材となった**義持の時代には守護の全国的配置もほぼ定まり、任国も固定されて、事実上相伝化されていた事情**があります。

冒頭でも述べたように「室町幕府の守護」に関しては、南北朝の内乱のなかで守護が「大犯三箇条」に加え「刈田狼藉検断権」「使節遵行権」「段銭等徴収権」「半済預置給与権」(半済令)などを獲得し、権限が強化されることで、守護領国制が形成されてゆく過程が頻繁にテーマとなります。しかし、今回は**守護の配置が室町幕府の支配や守護領国制の形成にとって一体どういう意味をもっていたのかという、普段の学習ではあまり意識しない知見を与えてくれるものであった**と思います。つまり、「室町幕府が最も安定していた4代將軍足利義持の時期

(1422年)」においては、室町幕府の中心地である京都周辺の畿内・近国を足利一門や外様有力守護で形成される三管領・四職で固めると同時に、在京出仕を義務づけることで統制を図りつつ、一方、室町幕府が直接的に管轄していない鎌倉府や九州探題の管轄地域に対しては、鎌倉府や九州探題の管轄地域との境界に領国をもっている守護を通じて、幕府の影響力を及ぼすと同時に、その地域の安定に貢献することを期待していた、ということになります。

南北朝の動乱という混迷の状況から、室町幕府が政権としてようやく安定した段階に進むことができ

強者の戦略

た一因として、守護配置の巧妙さがあつたことをみることができました。

さて、いつものように論述問題の解答はもちろん一つではありません。「これはどうだろうか?」「これではだめなのか?」と自分では判断がつかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。

それでは次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに!!

<参考文献>

桜井英治『室町人の精神』(講談社、2009)